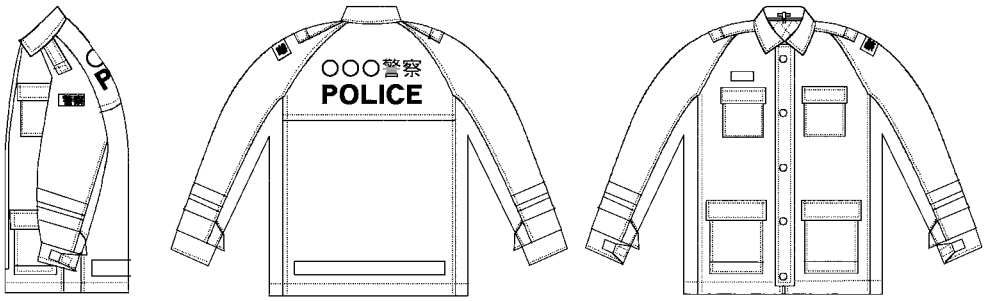
図七を次のように改める。

図　七　災害活動用防寒服上衣

左側面　　後　面　　前　面



頭　き　ん

側　面　　前　面



附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の別表に規定する災害活動服、防水災害活動服、災害活動用ヘルメット及び災害活動用防寒服は、当分の間、この告示による改正後の別表に規定する災害活動服、防水災害活動服、災害活動用ヘルメット及び災害活動用防寒服とみなす。

○金融庁告示第百二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十七日

金融庁長官　三國谷勝範

一　許可番号　東北財務局長（銀代）第三号
　銀行代理業者名　石﨑　剛
　主たる営業所又は事務所の所在地　山形県酒田市浜中乙百五十四
　許可年月日　平成十八年四月一日
　所属銀行の商号　株式会社荘内銀行
　失効年月日　平成二十二年八月三十一日

二　許可番号　東北財務局長（銀代）第四十三号
　銀行代理業者名　鎌田　光雄
　主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県能代市字田子向百二十四番地八
　許可年月日　平成二十一年二月二十七日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十二年七月一日

三　銀行代理業者名　杉本忠三郎
　主たる営業所又は事務所の所在地　北海道紋別郡遠軽町豊里二百五十七番地の三
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十二年六月一日

四　銀行代理業者名　辻澤　勇
　主たる営業所又は事務所の所在地　北海道富良野市北の峰町三十三番三十四号
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十二年七月一日

五　銀行代理業者名　小澤　一男
　主たる営業所又は事務所の所在地　北海道中川郡本別町北三丁目一番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十二年七月一日

六　銀行代理業者名　河森　松藏
　主たる営業所又は事務所の所在地　北海道札幌市西区平和一条七丁目二番八号
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十二年七月一日